

「美夜古会」功労賞表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、西日本工業大学同窓会「美夜古会」(以下「美夜古会」という。)の行う功労賞表彰について必要な事項を定める。

(推薦手続)

第2条 表彰候補者の推薦は、美夜古会本部幹事会が行うものとする。

(表彰審査委員会)

第3条 表彰の適正を期するため、表彰審査委員会をおく。

2 表彰審査委員会は、美夜古会本部三役と事務局次長で構成する。

(表彰)

第4条 会長は、次の各号の一つに該当する者のうち、表彰審査委員会が適当と認める者を表彰する。

- (1) 美夜古会の役員、評議員および支部役員として美夜古会の充実発展に寄与し、その功績が顕著な者
- (2) 広く経済、社会、文化の発展に貢献し、美夜古会の名誉を高めた者
- (3) その他会長が特に必要と認める者

(表彰の方法)

第5条 表彰は、感謝状および記念品を贈呈して行う。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、総会時に行う。

(被表彰者が亡くなられたときの処置)

第7条 表彰を受ける者が表彰前に亡くなられたときは、感謝状および記念品はその遺族に贈呈する。

附 則

- 1 この規程は、平成17年6月25日から施行する。
- 2 一部改正 平成30年4月1日